

豊川市小坂井地域の事業所および商工会員の皆さまへ

地域弁護士制度とは？

地域弁護士制度とは、愛知県内の全商工会エリアにおいて、各地域ごとに登録された複数名の弁護士（愛知県弁護士会所属）が、商工会に相談のあった法律関係の相談に応じる制度です。初回相談は1時間まで無料となり、2回目以降の相談有料（30分・5,250円（消費税込み））となります。

相談のある時は小坂井商工会へ

◎小坂井商工会 TEL 78-3333 FAX 78-2331